

1. 商業団体街路灯等電灯料補助金(①)／商業団体安全安心環境維持費補助金(②)

商業団体が維持管理している街路灯等の電灯料を補助します。

【対象者】

商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織又は商業主体地域発展会

【補助対象経費】

- ①団体が、前年度末までに設置した街路灯（市のストリートデザイン事業の影響でLED化していないものに限る）・アーチ・アーケードに要する電灯料
- ②団体が、前年度末までに設置した街路灯（①で補助対象とならないものに限る）に要する電灯料

【補助金額】

- ①算定基準に補助対象となる街路灯等の数を乗じて得た額又は実際に支払った電灯料に50%を乗じて得た額（10円未満の金額は切り捨て）のいずれか低い額
- ②算定基準に補助対象となる街路灯の数を乗じて得た合計額



2. 商店街環境向上事業補助金

商店街の環境の向上や安全対策を図るため、既設街路灯・アーチ・アーケードのLED化や、老朽化した街路灯等の補修・撤去に要する経費を補助します。

【対象者】

商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織又は商業主体地域発展会

【補助対象経費】

既設街路灯・アーチ・アーケードのLED化に要する経費や、老朽化した街路灯・アーチ・アーケード・モニュメントの補修・撤去に要する経費
※ただし、補助対象経費が10万円以上であること。

【補助率及び補助限度額】

補助対象経費の20%以内 限度額 1,000万円

※ただし、既設アーチ・アーケード及び市のストリートデザイン事業の影響を受けた街路灯のLED化については2/3以内